

令和元年9月文京区議会定例議会追加提案事項

1 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 会計年度任用職員の給料及び報酬の額、支給方法等
 - イ 会計年度任用職員に支給する手当及び手当に相当する報酬
 - ウ パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額、支給方法等
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和2年4月1日
 - イ 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月文京区条例第18号）の一部改正（文京区例規集第3巻1939頁）
文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の対象から会計年度任用職員を除く。（第1条）

2 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻528頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の分限に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 会計年度任用職員に適用する休職の期間について、任命権者が定める任期の範囲内とする。（第3条第3項）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

3 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻549頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の懲戒に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 会計年度任用職員の減給について、給料又は報酬の額の5分の1以下を減ずるものとする。（第3条）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻799頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の給与に係る規定を整備するほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 会計年度任用職員の給与に関する事項は、別に条例で定める旨を規定する。（第1条第2項第1号及び第2号）
 - イ 臨時的に任用される職員について、昇給に係る規定を適用除外する旨を定める。（第21条第3項）
 - ウ 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法上の欠格条項から削除されたことに伴う規定の整備（第26条第1項、第26条の2第2号及び第27条第1項）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和2年4月1日。ただし、(2)ウについては令和元年12月14日、(2)エについては公布の日

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1231頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の退職手当に係る規定を整備するほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 会計年度任用職員の導入等に伴い、退職手当の支給対象に係る規定を整備する。（第2条第1項第2号及び同条第2項）
 - イ 退職手当の算定に係る勤続期間の計算において、他の自治体等の職員から引き続いて区の職員となった者のうち規則で定めるものの在職期間については、その在職期間を通算しないこととする。（第11条第5項）
 - ウ フルタイム会計年度任用職員の退職手当の算定に係る勤続期間の計算方法について定める。（第11条第6項）
 - エ 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法上の欠格条項から削除されたことに伴う規定の整備（第16条第1項第2号）
 - オ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和2年4月1日。ただし、(2)エについては令和元年12月14日、(2)オについては公布の日

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（文京区例規集第1巻675頁）地方公務員法の一部改正に伴う引用条文の整備（第2条第2項第3号）
「第22条第1項」→「第22条」
 - イ 文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（文京区例規集第1巻781頁）
地方公務員法において人事行政の運営の状況に関する報告の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員が追加されたことによる規定の整備（第3条）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻647頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の部分休業に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員について、部分休業の対象とする。（第14条第2号）
 - (7) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
 - (4) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員
 - イ 非常勤職員に対する部分休業の承認について、原則として一日につき一日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行う旨を定める。（第15条第3項）
 - ウ 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額について定める。（第16条）
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻589頁）

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの年次有給休暇について、別に規則で定める旨を規定する。（第13条第5項）
 - イ 地方公務員法に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの特別休暇について、リフレッシュ休暇を承認の対象としないこととする。（第15条第1項）
 - ウ 再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等について、その職務の性質等を考慮し、別に規則で定める旨を規定する。（第18条第2項）
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和2年4月1日
 - イ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年6月文京区条例第12号）の一部改正（文京区例規集第3巻1939頁）
引用条文の整備「第15条第1項」→「第15条第1項第2号」（第7条第2号）

9 文京区印鑑条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻2689頁）

- (1) 提案理由 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正に伴い、旧氏による印鑑の登録について定めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録ができることとなることに伴い、旧氏を用いた印鑑の登録の取扱いについて定める。
 - イ 印鑑登録カードに係る経過措置の期間の変更
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードが効力を失うまで」
→「令和2年7月31日まで」
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年11月5日。ただし、(2)イについては、公布の日

10 文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3046頁）

- (1) 提案理由 本駒込五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容
本駒込五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅（6戸）を廃止する。（別表）
- (3) 施行期日 令和元年12月1日

11 文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3189頁）

- (1) 提案理由 道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に係る基準を定めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 自転車通行帯に関する技術的基準の新設（第8条の2）
自転車通行帯を設置する道路の基準及び自転車通行帯の幅員について定める。
 - イ 自転車道の設置要件に関する規定の整備（第9条第1項及び第2項）
自転車道を設置する道路の基準に設計速度が1時間につき60キロメートル以上であることを加える。
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

12 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1915頁）

- (1) 提案理由 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 徴収基準額の改定
 - ㉠ 満3歳以上の教育・保育給付認定を受けた児童に係る徴収金基準額を0円とする。（第5条第1項及び別表第1）
 - ㉡ 特定被監護者等が2人以上いる場合において、第2子である満3歳未満の教育・保育給付認定を受けた児童に係る徴収金基準額を半額にする。（第5条第3項）
 - ㉢ 特定被監護者等が3人以上いる場合において、第3子以降の満3歳未満の教育・保育給付認定を受けた児童に係る徴収金基準額を0円とする。（第5条第4項）
 - イ 年末保育に係る費用を徴収しないこととする。（第7条）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年10月1日

13 文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1943頁）

- (1) 提案理由 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区立幼稚園使用条例（昭和39年3月文京区条例第20号）の一部改正に伴う引用条文の整備
 - ㉠ 「第5条の規定による保育料」→「第5条第1項に規定する額」（第11条第1項）
 - ㉡ 「第5条」→「第5条第2項及び第3項」（第12条第2項）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年10月1日

14 文京区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3785頁）

- (1) 提案理由 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保育料の改定（第5条第1項）
文京区立幼稚園における保育に係る保育料 月額12,000円 → 0円
 - イ 一時利用における預かり保育料の改定（第5条第2項）
日額700円（長期休業期間にあつては1,400円） → 日額450円
 - ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に該当し、同法第30条の5第1項に規定する認定を受けた者に係る預かり保育料を0円とする。（第5条第3項）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年10月1日

15 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3800頁）

- (1) 提案理由 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 長時間保育を受ける幼児に係る保育料を0円とする。（第6条）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年10月1日

16 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3616頁）

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 成年被後見人及び被保佐人が地方公務員法上の欠格条項から削除されたことに伴う規定の整備（第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項）
 - イ 臨時的に任用される職員について、昇給に係る規定を適用除外する旨を定める。（第32条の3）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和元年12月14日。ただし、(2)イについては令和2年4月1日、(2)ウについては公布の日

17 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3570頁）

- (1) 提案理由 幼稚園教育職員の特別休暇に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものの特別休暇について、リフレッシュ休暇を承認の対象としないこととする。（第17条第1項）
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和2年4月1日
 - イ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年6月文京区条例第12号）の一部改正（文京区例規集第3巻1939頁）
引用条文の整備「第17条第1項」→「第17条第1項第2号」（第7条第2号）

18 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
- ア 協定の目的 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事
 - イ 協定金額 金25億6,512万9,436円
(変更前の協定金額 金23億9,064万4,800円)
 - ウ 協定の相手方 京都府京都市伏見区桃山町大島38-528
社会福祉法人洛和福祉会
理事長 矢野阿壽加

【参考】

- ① 工期 平成29年12月23日から令和2年2月29日まで
(変更前の工期 平成29年12月23日から令和元年11月30日まで)
- ② 支出科目 平成29年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費
平成30年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費
令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費

19 文京シビックセンターゴンドラ設備2機更新工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンターゴンドラ設備2機更新工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金3億30万円
- (4) 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和3年1月29日まで
- ② 支出科目等 令和元年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和2年度 債務負担行為

20 令和元年度文京区一般会計補正予算

21 令和元年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

22 令和元年度文京区介護保険特別会計補正予算

23 令和元年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算